

第1章 総則

1条	名称
2条	オークション方法
3条	会費
4条	インターネットの利用

第2章 出品車両

5条	出品の締切日
6条	出品できる条件
7条	申告項目
8条	大型車と小型車の区分

第3章 出品会員

9条	出品会員の規定
10条	出品会員の会費
11条	出品方法
12条	CCS
13条	出品車両の抹消登録
14条	出品中止
15条	再出品
16条	出品手数料
17条	出品手数料の支払期日
18条	売買
19条	出品車両の保管責任

第4章 入札会員

20条	入札会員の規定
21条	会員登録
22条	入札会員の会費
23条	入札方法と落札方法
24条	おかわりくん(下見サービス)

第5章 落札

25条	落札車両代金及び落札料の支払
26条	落札車両の受取
27条	落札車両の搬出と保管料金
28条	落札者の責任

第6章 コンディション チェック

29条	コンディション・チェックの略号及びグループ分け
30条	車両データ、装備、搭載書類の記載条件
31条	損傷の種類／記号／サイズの表示
32条	パネル損傷の表示方法
33条	修復歴の表示方法
34条	車体図と部位No.
35条	評価ポイントの計算方法
36条	整備履歴

第7章 クレーム

37条	クレーム
38条	クレーム違約金
39条	クレームの成立条件
40条	クレームが成立しない条件
41条	売買契約の解除
42条	クレーム成立時の返却輸送費用

第8章 売買契約の解除

43条	キャンセル
44条	売買契約の解除に伴う損害賠償
45条	譲渡書類の提出
46条	提出を受けた譲渡書類の引渡し

第9章 譲渡書類 自賠責、自動車税 リサイクル料金の 規定

47条	所有権の移転
48条	車検付車両の抹消／移転登録
49条	違約金及び再発行手数料
50条	自賠責
51条	自動車税
52条	リサイクル料金
53条	住所変更等の通知
54条	遅延利息

第10章 その他の規定

55条	会員登録の解除
56条	合意管轄
57条	守秘義務
58条	反社会的勢力の排除
59条	個人情報
60条	規約の更新
61条	疑義の解釈

第1章 総則

1条 (名称)

1 株式会社ユニケット(以下UKTといいます)の運営する自動車オークションを、Logico Universal Market(以下LUMといいます)と称します。

2条 (オークション方法)

1 出品車両を現車展示及びWEBサイト(<http://www.unikettor.co.jp>)に画像及び入札に必要な車両データを表示し、WEBによる入札方式で受付けるものとします。

3条 (会員)

1 会員は、出品を行う出品会員と、入札を行う入札会員とし、総称してLUM会員とします。

4条 (インターネットの利用)

1 LUM会員は、出品又は入札を行うためにインターネットを利用することを了解し、使用する通信機器については、LUM会員の費用負担にて環境を整えるものとします。

2 インターネット入札時の入札容量超過などによる、システム利用の不具合が原因で、時間内に入札できない場合においても、UKTは一切責任を負わないものとし、LUM会員の受けた損害に対しては、UKTはその責を免れるものとします。

3 システム関連の故障、インターネット及び通信回線の不良、停電、火災及び天災地変など不可抗力な事態の発生による事故の場合に、UKTは、LUM開催日の変更又は中止することができるものとします。この場合に、LUM会員の受けた損害に対しては、UKTはその責を免れるものとします。

第2章 出品車両

5条 (出品の締切日)

1 出品の締切日(以下、出品締切日といいます)は、土曜日、日曜日、祝日を除き、LUM開催日から起算し、4営業日前の17時とします。

6条 (出品できる条件)

1 出品締切日までに、LUMヤードに搬入された車両。

2 出品締切日までに、譲渡書類を提出された車両。

3 保安基準に適合し、法的に問題のない車両。

4 使用済み自動車と判断されない車両。

5 文字看板の消去、燃料の補給、車載器などの個人情報の破棄が行われ、自走可能な車両。

6 前項が、LUM搬入時に未処理の場合は、出品会員の費用負担で、UKTの基準料金にて適合させるものとします。

7条 (申告項目)

1 レンタカー、事業用車の車歴。

2 走行メーターの交換歴、又は冠水歴。

3 機関部/駆動部/可動部の重大な不具合。

4 改造がある場合の改造内容。

5 リサイクル料金の預託の有無、その内訳及び預託金額。

8条 (大型車と小型車の区分)

1 出品車両を、大型車と小型車の2種に区分し、各種の料金を其々に設定します。(落札料のみ「特別設定車」が別設定となります)

2 大型車とは、乗車定員11名以上のバス、又は積載量が4トン以上の車両とします。(4トンベースの減トン車含む)

3 小型車とは、前項に該当しない車両とします。

4 特種の8ナンバーは、ベース車両に合わせます。

5 但し、コンディション・チェックの「車種グループ分け」は、コンディション・チェックの項で別途設定します。

第3章 出品会員

9条 (出品会員の規定)

1 出品契約の締結をもって会員登録するものとします。

2 登録期間は、出品条件の変更がない限り有効とし、出品条件の変更があった場合は、新たに出品契約を行うものとします。

3 常設の営業拠点を保有して、現に営業活動を行っている法人とします。

4 会員証は発行しないものとします。但し、LUMヤードの入場は、ヤードにて準備するメンバー証を装着するものとします。

5 入札をする場合は、WEBにて入札会員申込を行い、UKTの行う入会審査後に会員登録されるものとします。

6 本規約及び諸規定を遵守することとし、違反した場合は、UKTは何ら通告、催告をすることなく、直ちに会員登録を取消することができるものとします。

10条 (出品会員の会費)

1 無償とします。

11条 (出品方法)

1 出品依頼書及び車検証写をUKTへ提出し、出品車両を出品会員の責任と費用負担で、LUMヤードへ搬入するものとします。

2 出品車両のデータ及び検査結果を記載したコンディション・チェックシート(以下CCS)の作成代行を、UKTに委託するものとします。

12条 (CCS =コンディション・チェックシート)

1 UKTは、車両データと車両コンディション画像を記載したCCSを、WEBサイトに掲載するものとします。

2 コンディション・チェック項目のうち、機関部、駆動部、可動部の不具合及び冠水歴については、対象外とします。

3 出品会員は、CCS記載相違がクレームの原因でも、契約の解除を受付けるものとします。

4 UKTは、CCSの記載ミスが原因で契約解除となった場合に、出品会員に対し、違約金及びクレーム規約にある往復輸送費の負担を行うものとします。

5 但し、CCS記載ミスのうち、ヤードから搬出する前に発見された、落札車両の「損傷」については、違約金の対象外とします。

記載相違の違約金	小型車	大型車	消費税等 なし	(単位・円、振込手数料別)
	8,000	8,000		

13条 (出品車両の抹消登録)

- 1 全ての出品車両は、原則的に抹消登録を行うものとします。
- 2 但し、車検残のある出品車両の内、通称2000cc以上の3ナンバー乗用で、開催月を除き、車検残月数が6か月超の場合は車検付きでの出品するものとします。

月数	開催月	車検残月数						
		1	2	3	4	5	6	7
× = 抹消		×	×	×	×	×	×	×
● = 車検付出品								●

- 3 出品会員の希望により、すべて抹消出品する事もできるものとします。
- 4 出品車両の抹消は、すべてUKTの指定する者が抹消登録を行うものとし、出品会員は抹消登録手数料をUKTに支払うものとします。

14条 (出品中止)

- 1 出品中止は、出品締切日までに、文書にてその旨をUKTに通知するものとします。
- 2 出品車両のLUM搬入後に、出品中止した場合は、出品料を負担するものとします。
- 3 出品待機が継続する場合は、LUMヤードへの搬入日から起算し36日目より、1日につき下記の待機料金が発生するものとします。

待機料金(1日1台)	小型車	大型車	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	1,000	2,000	なし	

15条 (再出品)

- 1 流した出品車両は、次回開催のLUMへの再出品ができるものとします。又、再出品しない場合は速やかにLUMヤードから搬出するものとします。
- 2 クレームによる返品車両は、新規の出品とします。

16条 (出品手数料)

- 1 手数料は以下の通りとします。
- 2 特別抹消料とは、追加で更生登録、各種再発行などを含む場合の抹消料を言います。

1台あたり	小型車	大型車	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	① 出品料	9,000	15,000	
② 成約料	9,000	15,000		
③ 再出品料	3,000	3,000		
④ 抹消料	3,000	3,000		
⑤ 特別抹消料	④+実費	④+実費		

17条 (出品手数料の支払期日)

- 1 出品会員は、出品手数料を、LUM開催日から起算し、21日以内に支払うものとします。

18条 (売買)

- 1 UKTは、出品会員に代わり、落札者に対し、車両代金及び自動車税相当額(以下総称して代金といいます)を請求し回収するものとします。
- 2 UKTは、前項で回収した車両代金を、LUM開催月の翌月末日までに、出品会員に支払うものとします。
- 3 UKTは、前項で回収した自動車税相当額を、落札者から回収次第、出品会員に支払うものとします。
- 4 UKTは、代金が所定の支払期日までに入金されないとき、出品会員と別途協議の上、その対応を決定するものとします。

19条 (出品車両の保管責任)

- 1 UKTは、危険負担を担保する為、自ら定める条件で賠償責任保険を付保し、その賠償保険にて補填される範囲を責任の限度とします。
- 2 賠償保険にて補填される範囲は、事故による毀損、盗難による滅失、及び事故により第三者に与えた損害とします。
- 3 保管車両の損傷については、修復又は修復せず賠償により責任を負うものとします。
- 4 損傷の原因が、ひょう、大雪、その他天災地変で生じた場合、UKTは責任を負わないものとします。

第4章 入札会員

20条 (入札会員の規定)

- 1 WEBにて入札会員申込を行い、UKTの行う入会審査後に会員登録されるものとします。
- 2 所轄公安委員会発行の古物商許可(自動車)を取得し、UKTにその古物商許可番号を報告するものとします。
- 3 個人情報保護法を遵守し、取得した個人情報を適切に管理できるものとします。
- 4 落札車両を、国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有するものに再提供せず、又、同目的に自ら使用し又は第三者をして使用させないものとします。
- 5 本規約及びこれに付随する諸規定を遵守することとし、違反したときは、UKTは何ら通告、催告をすることなく、直ちに会員登録を取消することができるものとします。

21条 (会員登録)

- 1 入札会員は、UKTに対し、WEBにてLUM入札会員申込インプット及び郵送にて必要書類(商業登記簿謄本、古物商許可証の写し、直近の決算書2期分)の送付を行うものとします。
- 2 UKTは、入会審査後にLUM会員登録を行うものとします。
- 3 LUM会員登録期間は、登録日から翌更改日の前日までとし、自動継続は行わないものとします。
- 4 UKTが認めた場合は、必要書類等について、必要書類に準じたものでの代替を認めるものとします。
- 5 入札会員が次年度以降も継続する場合は、第1項に定めた必要書類等について、UKTが判断を行い、不要とする事が出来るものとします。
- 6 UKTの要求があった場合は、登録期間中であっても新たにLUM会員登録を行うものとします。
- 7 会員証は発行しないものとします。但し、LUMヤードに入場する場合は、ヤードにて準備するメンバー証を装着するものとします。

22条 (入札会員の会費)

- 1 入札会員は、下記のLUM年会費を会員登録時に一括して支払うものとし、中途の退会は返却されないものとします。

LUM入札会員年会費	2月～7月登録	8月～翌年1月登録	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	70,000	35,000	あり	

23条 (入札方法と落札方法)

- 1 UKTより指定された入札方法により、10,000円を最低入札金額とし、1,000円単位で入札するものとします。
- 2 入札方法は、入札会員が責任を持ってパソコン機器を準備し、WEBサイトより入札するものとします。
- 3 10万円未満の入札は、「ノークレームを条件」と理解して行うものとします。(走行距離、冠水歴を含む)
- 4 入札締切後の入札価格の変更はできないものとします。
- 5 同額入札の場合は、入札時間の早いものを優先とします。
- 6 最高価格で入札し、出品会員が成約を了解した場合に限り、当該車両の落札が確定し、落札車両の売買契約が成立したものとします。

24条 (おかわりくん=下見サービス)

- 1 下見を行うサービスを、システム名「おかわりくん」と称します。
- 2 「おかわりくん」の回答内容には、一切クレームを受け付けないものとします。
- 3 CCSで不足な画像の提供を、追加でリクエストできるものとし、UKTは「おかわりくん」に画像掲載するものとします。(有料/下記料金)
- 4 リクエストは、撮影できる内容に限定します。(音、ぐらつきなどを除く)
- 5 リクエストは、開催するヤード毎に、UKT指定の用紙でFAXで行い、回答は全て「おかわりくん」の画像提供のみとします。(電話による質問はできません)
- 6 画像掲載は、1回につき、最大で画像5枚とします。
- 7 リクエストの受付締切時間は、LUM開催当日の、14時00分とします。
- 8 申込後のキャンセルはできないものとします。
- 9 同じ車両でも、1回の画像掲載後は「別料金」とします。(再FAXが必要です)
- 10 天候不順、申込過多、質問内容などにより、回答不可の場合があるものとします。
- 11 「おかわりくん」の結果、入札内容を変更する場合は、入札会員が自ら変更入力するものとし、UKTは代行入札をしないものとします。

おかわりくん(1台1回)	小型車	大型車		消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	1,000	1,000		あり	

第5章 落札

25条 (落札車両代金及び落札料の支払)

- 1 落札者は、落札車両代金/落札料/預託済みのリサイクル預託金相当額/遅延金などの未払い料金を支払うものとします。
- 2 支払期限は、LUM開催日から起算し4日以内に支払うものとします。(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 3 特別設定車は、小型車、大型車問わず、該当する出品車両の出品リストに、料金を表示するものとします。

落札料(1台)	小型車	大型車	特別設定車	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	10,000	20,000	-	あり	

26条 (落札車両の受取)

- 1 落札代金及び落札料の銀行入金がUKTによって確認された後、UKT指定のLUMヤードにおいて、落札車両を受取るものとします。
- 2 落札車両の受取は、LUM開催日翌日以降の営業日の9時から17時の間とします。
- 3 落札者の費用負担にて、搬出前に、内外装の損傷及び装備品を確認するものとします。
- 4 落札車両の受取は、原則的にLUM会員が自ら行うものとします。
- 5 LUM会員が外部委託による車両搬出を行う場合は、UKTが指定した輸送会社を利用する事とします。但し、LUM会員が輸送会社の指定を行う場合は、搬出について、1台当たりの搬出料金を、UKTに支払うことにより車両搬出が出来るものとします。

搬出料金(1台)	小型車	大型車		消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	1,500	1,500		あり	

27条 (落札車両の搬出と保管料金)

- 1 搬出期限は、土、日、祝日を除き、LUM開催日から起算し、4日以内とします。
- 2 搬出期限後(5日目以降)は、1台/1日あたり(搬出日を含む)、下記の保管料金をUKTに支払うものとします。
- 3 保管料金は、UKTの保管料金請求書の到着日に関係なく、搬出日から、4日以内に支払うものとします。
- 4 保管料金が、既定の支払日を超えても入金されていない場合は、入金完了まで、LUMの入札を停止するものとします。

保管料金(1台/1日)	小型車	大型車		消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	5,000	10,000		あり	

28条 (落札者の責任)





- 1 落札車両の保管、移動、廃棄などの管理において、落札者の責任及び費用負担にて、法令を遵守し管理を行うものとします。
- 2 落札車両の使用者に対し、落札車両に関する情報(スペアキーの有無など)の問合せを、一切行わないものとします。
- 3 搬出後に事故、法令違反、盗難などを起こした場合は、落札者の責任と費用負担にて解決するものとします。
- 4 落札車両が、搬出後であっても、抹消又は移転登録前に交通違反を起こした場合は、UKT経由にて出品会員に対して違約金を支払うものとします。

違約金(交通違反)	小型車	大型車		消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	40,000	40,000		なし	

第6章 コンディション・チェック

29条 (コンディション・チェックの略号及びグループ分け)

- 1 入札会の出品査定を、コンディションチェック(以下、CCとします)とします。
- 2 出品表は、コンディションチェックシート(以下、CCSとします)とします。
- 3 車種を、A/B の2グループに分け、CCの対象範囲を、其々に設定します。

①	グループA	■通称2000cc以上の3ナンバー普通乗用	
②	グループB	■軽乗用、軽貨物、小型乗用 ■バン、バス ■トラックのキャビン部分	
③		■ノークレーム出品車 ■トラックの荷台 ■トラックの架装	  

- 4 CCの対象範囲は、車種ごとに、損傷種類とサイズを設定します。

No.	損傷の種類	記号	グループ			備考
			A	B		
				B1	B2	
①	線キズ(タッチペイント)	A1	×	×	×	●=CC対象 ×=CC対象外
		A2	●	×	×	
		A3	●	●	×	
②	凹み	エクボ	×	×	×	
		U1	●	×	×	
		U2	●	●	×	
		U3	●	●	×	
		U4	●	●	●	
③	サビ腐食	C1	×	×	×	
		C2	●	●	×	
		C3	●	●	●	

30条 (車両データ、装備、搭載書類の記載条件)

(車両データ)

1	車種名	
2	認定型式	
3	初度登録	製造年度にかかわらず、車検証の初度登録年月
4	車検期限	
5	排気量	通称の排気量(1500、2000など)
6	エンジン	ガソリン、軽油、LPG、電気、ハイブリッド、CNG、その他
7	ミッション	AT、MT、その他
8	駆動	2WD、4WD、その他
9	乗車定員	最大定員
10	最大積載量	
11	色コード	《グループA》のみカラーコード
12	指定/類別	
13	車歴	レンタカー、事業用
14	リサイクル料	預託の有無及び預託金額合計
15	登録No.	
16	車台No.	
17	走行距離	走行メーターのkm
18	メーター	一体、交換、不明
19	引取先	車両の引取場所
20	整備履歴	メンテナンス実績データのあるものを、「参考表示」します

(装備)

■装着の確認

- ①入札会員がCCSに表示する定点画像、装備画像及び特記事項で確認するものとします。
- ②エアコン(AC)、パワーステアリング(PS)は、○印で装着を記載します。

■作動の確認

- ①全ての可動部の作動確認は、行わないものとします。(安全運行に障害のある可動部位の不具合は、LUM搬出時に申告願います)
- ②装備の画像が掲載されている場合であっても、全ての可動部の不作動については、UKTは一切責任ないものとします。
- ③ACは、送風のみ作動確認し、温度の確認は行わないものとします。
- ④貨物車の搭載装備(冷凍機、クレーン、パワーゲートなど)の作動確認は行わないものとします。

21	ナビ	画像で確認して下さい
22	PW(運転席)	スイッチの状態又はレギュレータハンドルの有無で確認して下さい
23	PW(助手席)	同上
24	サンルーフ	パネルのヤネ画像で確認してください
25	革シート	画像で確認して下さい(材質確認はしません)
26	タイヤ積込あり	1台分の積込タイヤ(スペアタイヤを除き、標準装着本数)は、車両とセット購入が条件です
27	○ AC	エアコン
28	○ PS	パワーステアリング

(搭載書類)

29	○ 保証書	保証印及び記載の車台No.のみを確認
30	○ 記録あり	記載の車台No.のみを確認
31	○ 検付自賠責	同上

31条 (損傷の種類/記号/サイズの表示) パネルとは、部位ナンバー表示される外装のパネル部分を言います。 ●印を表示します

No.	損傷の種類	記号	対象部位	サイズ/対象
1	線キズ(タッチペイント)	A1	パネル	5cm以内の、1本線
		A2		5cm超～30cm以下の、1本線
		A3		30cm超の、1本線 サイズ問わすの、複数線 サイズ問わすの、削れ線 (削れて、自車両のの素材色が出ている)
2	凹み	U1	パネル	～5cm (線キズを伴うものも含む)
		U2		5cm超～30cm (線キズを伴うものも含む)
		U3		30cm超～50cm (線キズを伴うものも含む)
		U4		50cm超 (線キズを伴うものも含む) サイズに関係なく、穴、又は亀裂を伴うもの
3	サビ腐食	C1	ガラス/レンズ	～10cm
		C2		10cm超～30cm
		C3		30cm超～
4	割れ&ヒビ	G ガ割	ガラス/レンズ	フロント・リアガラスの割れ&ヒビ サイドガラス・レンズ・ランプの割れ&ヒビ
5	ズレ	ズレ	パネル	損傷によるパネルのズレ
6	外装の損傷	外損	外装部	パネルの損傷を除く、外装の損傷(折れ、割れ、曲がりなど)
7	内装の損傷	内損	内装部	小傷を除く、内装の大きな損傷(穴、コゲ、折れ、破れ、割れなど)
8	欠品	欠品	全体	故意に取外した欠品(ナビ、オーディオ、バンのリヤシート、ヘッドレストなど)
9	特別	特	全体	①～⑧以外のケース(タイヤ積込、車載器、警告灯点灯、外れたパーツなど)
10	パネルの修理跡(外装)	X	パネル	交換している (ルーフパネルの交換は、修復歴)
		W		修理している
		P		大幅に塗装状態が悪い (XWが伴う場合は、XWを優先表示)
11	修復歴(骨格)	D	骨格部	押され、曲がり、歪みの何れかのダメージ
		X(XD)		交換 (交換した後に、新たなダメージD)
		W(WD)		修理 (修理した後に、新たなダメージD)

32条 (パネル損傷の表示方法)

■パネルの損傷は、基本的には、1パネルにつき1画像とし、損傷記号及び車体図の部位No.を表示します。

パネルの損傷	車体図の部位No.	傷A	3	傷B	8
	損傷記号	A3		U2	
	損傷画像				

■パネルの損傷は、UCAの順位で、出品車両毎のダメージの大きい順に、画像を表示するものとします。

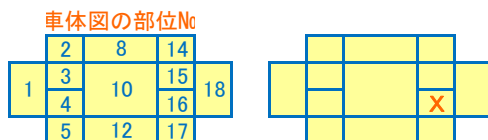
U4	U3	U2	U1	➤	C3	C2	➤	A3
----	----	----	----	---	----	----	---	----

■パネルの修理跡(過去に修理をした跡がある)は、修理跡記号(XWP)を、車体図の部位No.と同位置に記載します。

■修理跡は、XWPの順位で1パネルに1個を、該当する車体図の部位No.の位置に記載します

X	➤	W	➤	P
---	---	---	---	---

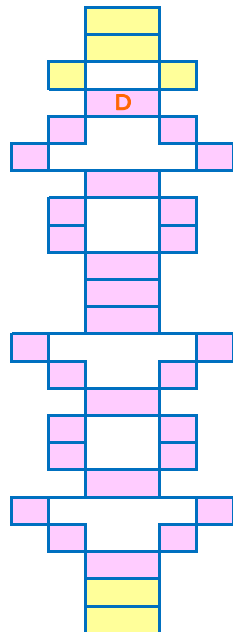
■例: No.16のリヤドアーに X



33条 (修復歴の表示方法)

- 修復歴(骨格ピンク部分)及び修復歴対象外(イエロー部分)は、損傷記号 **DXW** を車体図に記載します。
- バンパーフォースメントは**D**のみで、**X**はCC対象外。

コアサポート	
バンパーフォースメント	
サイドメンバー突起部	
F	クロスメンバー
	サイドメンバー
	インサイドパネル
	フロア
ピラーインナー	A
	B
ダッシュパネル	
センターフロア	
ルーフパネル	
サイドシルインナー	
フロアサイドメンバー	
セットバック	
ピラーインナー	C
	D
トランクフロア	
R	インサイドパネル
	サイドメンバー
	クロスメンバー
バックパネル	
バンパーフォースメント	

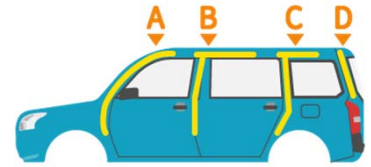


■例:クロスメンバーに D

■フルキャブ型の前席下のフロア

■イエロー線がピラー ⇒⇒⇒

■ルーフパネルの交換は**修復歴**。交換以外の(A.U.C)は通常のパネル損傷



34条 (車体図と部位No.)

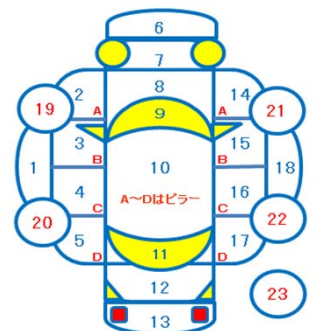
■乗用、バン、トラックのキャビン

■部位No.	ボンネットタイプ	ピラー	キャブオーバータイプ
6	バンパー		
7	ラジエーターグリル		ラジエーターグリルのみ
8	ボンネット		フロントパネル
9	フロントガラス		
10	ルーフ		
1	18		
2	14		
3	15		
4	16		
5	17		
11	リアガラス		
12	トランク/リヤゲート/ランプ		セットバックの背面パネル
13	バンパー		バンパー埋込ランプ
19~23	タイヤ		

■ガラス系の割れ(損傷表示=ガ割)

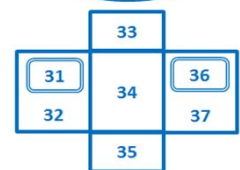
2	14
3	15
3	15
4	16
5	17
6	
7	
12	
13	

■車体図の部位No.



■荷台 又は 架装部

33	
31	36
32	37
34	
35	



■室内又は荷室

41	44	47
42	45	48
43	46	49
50		



35条 (評価ポイントの計算方法)

- 1 基準ポイントから、「走行距離と経過月数によるデータ減点」及び「外装減点」を、自動設定で行います。
- 2 内装評価は、UKTが判断する「大規模な損傷」を減点し、別途表示します。(減点には含みません)
- 3 修復歴車は、「R」と表示します。
- 4 本評価ポイントは、LUM独自の数値であり、一般のオークションヤードの評価点の値とは違い、参考データとして利用するものとします。
- 5 基準ポイントを、60とし、減点は、走行距離及び経過月数で減点します。

基準ポイント	クラス	走行距離(単位・km)	経過月数	減点	クラス別の総ポイント
60	A	0 ~ 30,000	0 ~ 36	0	60
	B	30,000超 ~ 50,000	37 ~ 48	2	58
	C	50,000超 ~ 100,000	49 ~ 60	12	48
	D	100,000超 ~ 150,000	61 ~	17	43
	E	150,000超 ~		22	38

36条 (整備履歴)

- 1 一部の出品車両に、メンテナンスの整備履歴を掲載します。但し、100%正確ではない参考データと理解し、入札するものとします。
- 2 整備履歴の情報は、クレームの対象外とします。

第7章 クレーム

37条 (クレーム)

- 1 出品/入札会員は、LUMが、リース満了車及びレンタカー満了車が中心のオークションであり、一般AAの規約、検査方法及びクレーム規約とは大幅な違いがあることを了解するものとします。
- 2 入札会員は、申告期限内に引取及び検車を行い、不具合がある場合は、下記のルールにて「クレーム申請」を行うものとします。
- 3 クレームが成立した場合は、出品料、成約料、落札料を、其々の会員に返却するものとします。
- 4 修復歴及び冠水歴のクレーム判断において、双方の意見が食い違う場合に限り、UKTの指定する外部の査定専門会社において、再査定を行い、双方何れかの意見が正しいものか判定し、判定の結果で、敗者が再査定手数料を負担するものとし、UKT経由にて査定会社に支払うものとします。
- 5 再査定を行う場所により、交通費が大幅に掛かる場合は、手数料に交通費の増額分を加算するものとします。

再査定手数料(1件)	小型車	大型車	消費税等 あり	(単位・円、振込手数料別)
	50,000+実費	50,000+実費		

- 6 ノークレーム出品車のクレーム規約は、別途設定の規約とします。

38条 (クレーム違約金)

- 1 クレームに関する違約金は、出品及び入札会員共にないものとします。

39条 (クレームが成立する条件)

- 1 一般のオークションとは条件が大幅に違い、高級車を含め、小キズ(エクボ、A1、A2、C1など)は全て検査対象外である事を理解するものとします。
- 2 往復輸送費とは、(LUMヤードから搬出~落札者~LUMヤード)の負担を言います。
- 3 走行メーターの交換歴、冠水歴については、一般オークションと条件が大幅に異なる事を了解するものとします。
- 4 クレーム成立の条件は、下記の通りとします。

	クレームの種類	CCSの記載又は画像	申告期限 (開催日計算)	往復輸送費の負担
A	損傷がある	なし	LUM搬出前	—
B	装備の欠品がある	あり		
C	装備の故障がある	なし		
D	車両データの記載ミス		7日後 1700時	UKT
E	修復歴、消火剤散布跡がある	なし		
F	機関部、駆動部の不具合		30日後 1700時	出品会員
G	走行メーターの交換歴がある	なし		
H	冠水歴がある			
I	その他のクレームが成立しない事項	(下記に記載)		
J	クレーム確定でも、請求できない先行費用			

40条（クレームが成立しない条件）

- 4角枠内の、A～Jは、クレームが成立の条件。
- 4角枠に対し、各4角枠下段の、「通し番号1～50」は、クレームが成立しない条件。

A 損傷がある

- 1 LUM搬出後の申告。
- 2 グループ分けしたCC対象外の損傷。（小キズ全般）
- 3 CCSの画像で分かりにくい損傷（薄い線キズ、浅く広範囲の凹みなど）。
- 4 損傷サイズ間の微妙な差異。
- 5 ガラスの飛び石キズ、薄ヒビ、すりキズ、ワイパーキズ。
- 6 アルミホイールのキズ、ホイールカバーのキズ、割れ。
- 7 ドアミラーの線キズ。
- 8 アンテナの曲がり。
- 9 内装の汚れ、スレ、すり傷。
- 10 看板ステッカーを剥がした糊跡。
- 11 トラックの架装部分にある装備の損傷。（サイドガードの曲がり、リヤバンパーの歪み、リフレクターの破損など）

B 装備の欠品がある

- 12 LUM搬出後の申告。
- 13 CC対象外①（純正ワイヤレスキー、パンク修理キット）
- 14 CC対象外②（フロアマット、シガーライター、灰皿、ワイパーキャップ、ストッパーゴム、リフレクターなどの小物）
- 15 LUM搬出後の申告。

C 装備品の故障がある

- 16 LUM搬出後の申告。
- 17 全ての可動部の不具合。（LUM搬出前に申告のある、安全運行に障害のある可動部位の不具合を除く）
- 18 警告灯の点灯に起因する故障。
- 19 排気漏れ、足回り（マフラー含む）のサビ。
- 20 架装部分の故障。（クレーン不動、ダンプ荷台の不動、冷凍機の温度、パワーゲートの不動など）
- 21 内装部品の故障。（エアコンの温度、ナビの不動、サンルーフ開閉、ショックアブソーバー類の伸縮不可など）

D 車両データの記載ミス

- 22 CC対象外の車両データ。（輸入区分、並行輸入、製造年月日、ミッションの変速数など）
- 23 CC対象外の装備。（車体色、装着及び積込タイヤの種類、タイヤのミゾヤマなど）
- 24 表示距離を超過する構内移動による走行距離増加値。
- 25 整備履歴の情報。
- 26 リサイクル料金の記載ミス。
- 27 軽自動車検査証の初度検査年度の記載なし。
- 28 保証書、記録簿、検付自賠責の車台No.以外の記載なし。
- 29 LPG/CNGの容器タンク検査有効期限と検査証明書の有無。
- 30 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に定められる、第一種特定製品に関する簡易点検記録簿並びに定期点検記録簿の記載事項。

E 修復歴、消火剤散布跡がある

- 31 CCSに修復歴（R表示）が表記されている場合に、追加で判明した表記されていない修復歴。
- 32 分解しないと判明しない修復歴。（落札車両を引取後、分解して発覚した修復歴）

F 機関部、駆動部の故障

- 33 白煙、オイル漏れ。
- 34 エンジンの異音。（走行15万km超、又は、初度登録10年超、の何れかの車両）

G 走行メーターの交換歴がある

- 35 タコグラフ一体型の走行距離。
- 36 保証書に付随する「走行（スピード）メーター交換履歴の欄」以外に、書かれた交換記録（記録簿のメモ書きなど）
- 37 「LUM規約」での、30日間の申告期限が切れた場合。

H 冠水歴がある

- 38 UKTの調査の結果、冠水歴と認められない場合。

I その他のクレームが成立しない事項

- 39 落札金額が、10万円未満のノークレーム車。(すべての記載データ、不動産を含めクレーム対象外)
- 40 おかわりくん(下見サービス)の回答事項、又はヤード担当員などに口頭で確認した事項。
- 41 落札者が、落札車両の転売を行っている場合。
- 42 落札車1台につき、2回目以降のクレーム申告。
- 43 自動車メーカーの「リコール」が受けられる不具合。
- 44 搭載タイヤの引取義務。(1台につき、スペアタイヤを除き、標準装着本数)

J クレーム確定でも、請求できない先行費用

- 45 法定点検費用、一般整備費用、板金費用、塗装費用、改造費用、ルームクリーニング費用。
- 46 移転登録費用。
- 47 輸出に係わる手続費用/輸送費用。
- 48 他のオークション等に出品した場合に発生する費用。(出品に係わる費用、ペナルティー費用等)
- 49 LUMヤードからの引取時に、クレームが判明した場合の、引取手配費用。
- 50 クレーム申告に掛かる修理見積等の費用。

第8章 売買契約の解除

41条 (売買契約の解除)

- 1 出品会員又は落札者は、クレームの対象となる場合又は落札後の自己の都合で、売買契約の解除ができるものとします。
- 2 申告は、UKTに対して行うものとし、相手方と直接行わないものとします。
- 3 申告期限は、LUM開催日算とした日数とし、期限日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、期限日の翌営業日の17時とします。
- 4 出品会員は、当該落札車両の代金を、落札者に対し、速やかに返金するものとします。
- 5 相手方への返金又は支払いは、UKT経由にて行うものとし、支払期日は、UKTの請求に基づくものとします。
- 6 出品会員又は落札者は、速やかに落札車両の引渡し、引取又は最寄りのLUMヤードへの返却を行なうものとします。
- 7 落札者が、当該落札車両の代金の支払いを行わない場合において、UKTは、落札者に対して催促を行い、落札者が支払いに応じない場合は、売買契約の解除を行うものとします。

42条 (クレーム成立時の返却輸送費用)

- 1 クレーム成立の場合には、出品会員並びにUKTは、落札者に対して規定の輸送費用を返却するものとします。
- 2 落札者が引取を行ったLUMヤードから、離島を除く国内の地点までの料金とします。
- 3 但し、沖縄などの島及び離島の場合は、島内の輸送料金を限度とし、海上輸送等の輸送料金は対象外とします。
- 4 返却の輸送料金は、UKTの輸送システム「車取便」の設定料金とします。
- 5 輸送料金は、燃料費を含むものとします。(規定の輸送料金以外に、燃料費は支払わないものとします)

43条 (キャンセル)

- 1 落札後の自己の都合により、申出者は、相手方に対し、1台につき規定の条件にてキャンセル料を支払うことで、売買契約が解除できるとします。
- 2 申告期限は、開催日翌日の17時とします。
- 3 キャンセル料の支払期限は、土曜日、日曜日、祝日を除き、LUM開催日から起算し4日以内とします。
- 4 特殊な事情(書類の不備など)を除き、車両がLUMヤードから搬出していない場合とします。
- 5 出品料、成約料、落札料の返却は、ないものとします。
- 6 往復輸送費の負担は、申告者となります。

キャンセル料(1台)	小型車	大型車	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	50,000	100,000	なし	

44条 (売買契約の解除に伴う損害賠償)

- 1 UKTは、売買契約の解除に伴う出品会員又は落札者の損害につき、一切の損害賠償を行わないものとします。

第9章 譲渡書類、自賠責、自動車税、リサイクル料金の規定

45条 (譲渡書類の提出)

- 1 出品会員は、譲渡書類を出品締切日までに、UKTへ提出するものとします。
- 2 有効期限のある譲渡書類は、LUM開催日の翌末日まで有効なものを提出するものとします。

46条 (提出を受けた譲渡書類の引渡し)

- 1 UKTは、LUM開催日から起算し、土、日、祝日を除く10日以内に、落札車両の代金入金を条件に落札者に引渡すものとします。
- 2 譲渡書類に不具合が発覚し、土、日、祝日を除く10日以内に、落札者に引渡しができない場合は、クレームとして契約の解除を行うものとします。
- 3 2項の場合、出品会員は、LUMヤードと落札車両保管場所との往復輸送費用を負担するものとします。
- 4 2項の場合、落札者は、落札料の返金を受けるものとします。

47条 (所有権の移転)

- 1 落札車両の所有権は、UKTが落札者に落札車両及び譲渡書類の引渡しを完了した時点で、出品会員から落札者へ移転するものとします。

48条 (車検付落札車両の抹消/移転登録)

- 1 落札者は、規定の所有権移転の日から15日以内に、自らの費用負担にて落札車両の抹消又は移転登録を行い、抹消登録証明書又は自動車検査証をUKTに提出するものとします。
- 2 落札者が、落札車の移転登録を先行して行った後に、クレームが確定した場合は、落札者が再登録(出品時の登録に戻す)費用を負担するものとします。

49条（違約金及び再発行手数料）

1 落札者は、抹消又は移転登録が、規定日を超過した場合に、1週間ごとに表示の違約金を、UKT経由にて出品会員に支払うものとします。					
期日超過の違約金	小型車	大型車	支払日	消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	10,000	10,000	(1週間毎)／台	なし	
2 落札者は、譲渡書類の差換又は紛失による再発行をする場合に、表示の手数料を、UKT経由にて出品会員に支払うものとします。					
再発行手数料／台	差換	再発行		消費税等	(単位・円、振込手数料別)
	20,000	40,000		あり	

50条（自賠償）

- 1 UKTは、自賠償に記載されている車台番号等の記載訂正、又は承認請求書の発行は行わないものとし、落札者が最寄りの保険会社にて、自ら手続きを行うものとします。
- 2 落札者が、自賠償証券を紛失した場合の再発行は、行わないものとします。

51条（自動車税）

- 1 落札者による自動車税相当額（別途、消費税を加算）の負担は、LUM開催日の翌々月から、当該年度末までとします。
- 2 第1項に関わらず、落札者が、LUM開催日起算の、90日以内に抹消登録及びUKTに申告する場合に限り、精算するものとします。
- 3 第1項に関わらず、落札者は、年度を越えて4月以降に抹消登録を行った場合、抹消月までの自動車税相当額を負担するものとします。
- 4 第1項に関わらず、落札者は、年度を越えて4月以降に移転登録を行った場合、登録月以降の自動車税を負担するものとします。
- 5 軽自動車の抹消又は移転登録を、年度を越えて4月以降に行った場合、1年間分の軽自動車税相当額を負担するものとします。
- 6 UKTにて、回収した自動車税相当額は、出品会員に支払うものとします。
- 7 自動車税納税証明書は添付しないものとし、落札者の費用負担にて入手するものとします。

52条（リサイクル料金）

- 1 出品会員は、出品時においてリサイクル料金の預託の有無、預託されている場合は、その内訳及び預託金額を申告するものとします。
- 2 入札会員は、リサイクル券添付の有無にかかわらず、CGSに表示されたリサイクル預託金相当額を、入札金額に付加して支払うことを了解し、入札を行うものとします。
- 3 落札者は、預託済みのリサイクル預託金相当額を、落札車両の代金に付加して支払うものとします。
- 4 出品会員、落札者ともに預託の有無及び預託金額の誤りを確認した場合は、該当のオークション開催日から30日以内にUKTに申告し、正しい金額に清算できるものとします。
- 5 リサイクル料金の預託されていない車両を落札した場合、落札者は、自らの責任において、リサイクル料金を預託するものとします。
- 6 リサイクル券は添付しないものとし、落札者の費用負担にて入手するものとします。

第10章 その他の規定

53条（住所変更等の通知）

- 1 LUM会員が、住所、商号又は代表者等を変更した場合は、速やかに書面によりUKTに対しその旨通知するものとします。
- 2 出品会員が、通知を怠り成約した場合は、UKTはその成約を無効にできるものとします。
- 3 入札会員が、通知を怠り落札した場合は、UKTはその落札を無効にできるものとします。

54条（遅延利息）

- 1 LUM会員が、本規約に基づくUKTに対する金銭の支払いを怠ったとき、又はUKTがLUM会員の為に費用の立替払いを行ったときは、その支払期日翌日から完済の日まで、遅延した金額について年利10%の割合による遅延利息を支払うものとします。

55条（会員登録の解除）

- ◇ LUM会員が、下記の各号の一に該当したときは、UKTは何ら通告、催告をすることなく、直ちに会員登録を解除することができるものとします。但し、この場合でも、UKTのLUM会員に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 1 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - 2 民事再生、会社更生手続きの開始、もしくは破産を申し立てられ、又は自ら申し立てをしたとき。
 - 3 営業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をしたとき。
 - 4 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形、又は小切手が不渡りとなる等、支払い停止状態に至ったとき。
 - 5 競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき。
 - 6 監督官庁から営業停止、又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - 7 資本の減少、営業廃止もしくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき。
 - 8 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じた相手方が判断したとき。

56条（合意管轄）

- 1 本規約に関する一切の紛争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

57条（守秘義務）

- 1 LUM会員は、本規約の履行に当り、UKTの業務に関し知り得た事項は厳重にその秘密を保持しなければならないものとし、UKTの承諾を得ないで第三者に開示してはならないものとします。
- 2 LUM会員は、UKTの事業所内への立ち入り及びその際に知り得た秘密の保持について、UKT及びUKT事業所の指示に従い万全の措置を講ずるものとします。

58条（反社会的勢力の排除）

- 1 LUM会員は、現在、自己及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して、暴力団等反社会的勢力といいます）に該当しないこと、及び次の各号いずれにも該当しないことを乙に対して表明・保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・保証します。
 - ① 暴力団等反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 LUM会員自ら又はLUM会員の役員若しくは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明・保証します。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ UKTとの取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

3 LUM会員は、如何なる場合でも、自己が暴力団等反社会的勢力ではないことに関するUKTによる調査に協力し、UKTが必要とする場合、当該調査に必要な情報を提供します。またLUM会員は、当該調査のため自己の情報(個人情報を含むが、これに限らない)を第三者に提供することに、異議なく同意します。

4 LUM会員が、第1項及び第2項の表明・保証若しくは第3項の協力義務に違反した場合には、いずれも、UKTが催告を要しないで、本契約及びLUM会員とUKT間に締結されている一切の他の契約を解除することに同意します。なお、LUM会員はUKTが被った損害を賠償するものとし、自己又は自己の役員に損害が生じても、UKTが一切の責任を負わないことに同意します。

59条 (個人情報)

◇ LUM会員は、本規約の履行にあたり知り得た個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守するものとします。なお、個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項の定義によるものとします。

- 1 個人情報を作業の実施のためのみに用いるものとし、その他の目的には一切使用してはならないものとします。
- 2 個人情報を厳重に保管・管理し、いかなる第三者にも開示、漏洩又は提供してはならないものとします。
- 3 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、改竄及び漏洩等を防ぐために、万全の措置を講じるものとします。

60条 (規約の更新)

- 1 本規約は、随時更新するものとし、UKTは都度更新した規約内容を、UKTホームページの規約欄に表示するものとします。
- 2 更新された規約は、規約施行日以降に開催されるLUM入札会から適用されるものとします。LUM会員は更新された規約を承認するものとします。但し、料金に関わる変更については、別途、連絡するものとします。

61条 (疑義の解釈)

- 1 本規約に関し、定めのない事項及び生じた疑義について、LUM会員は、UKTの解釈、決定に従うものとします。

以上